

2020年7月27日
2020年8月17日一部改定
宮城県倫理法人会

新型コロナ感染防止対策ガイドライン

1. 出張などにより帰着時点で宮城県より感染者数の多い都道府県に移動時間をのぞいて12時間以上滞在した場合、宮城県に戻ったその日から最低1週間は倫理活動を自粛すること。
 - ① PCR検査を実施して陰性であった場合はこの限りではない。
 - ② 県外に出た場合は、出先の行動歴を整理記録しておく。
 - ③ 体調が優れない場合には、倫理活動を2週間は自粛する。

2. 宮城県より感染者が多い地域からの講師・ゲストの参加についての可否は単会会長判断とする。なおその際には県事務局経由で会長宛結果報告を要する（判断に迷った場合は法人局方面担当者に相談）。

3. 会議、行事などの活動に於いて、3密防止上、ソーシャルディスタンスを徹底すること。
 - ① 2メートルを確保すること。なお、最低でも1メートルは確保する。
 - ② 会食の場合も同様とする。

4. 会議、行事などの活動に於いて、マスク着用を徹底すること。
 - ① お互いの飛沫感染を防止するためのマスク着用であることを自覚する。
 - ② 布製、不織布などの種類は問わず、鼻も覆うことが効果的である。

5. 倫理活動の当日は、必ず自宅で検温を行い、入室時も検温を励行し、体温管理を徹底すること。
 - ① 各自、平熱を知るとともに、検温の結果がプラス1度を超えた場合には、活動に参加出来ません。そのことを会に申告する。

6. 入室時は、必ずアルコール消毒を徹底すること。
 - ① 事後には手洗い（水、石鹸を問わず）うがいを励行する。
7. 室内では、3密防止上、定期的に換気を実施すること。
 - ① 換気は、出来る限り開閉可能なところは全てオープンにする。
 - ② 換気は、1時間毎に行う。
8. 会議、行事後の懇親会は、当面の間は下記に留意すること。
 - ① MS後の朝食会では、前記2. のソーシャルディスタンスを確保し、最低でも1メートルの間隔を空け、飛沫感染防止上から向き合わない会場とする。
 - ② 酒類を伴う懇親会の開催については単会会長判断とする。

注1. 本ガイドラインは、コロナ禍の現状にあって、必要最低限のものである。

注2. 本ガイドラインは、現時点のものであり、状況に応じて今後変更する場合がある。